

防府市学校給食配送業務委託業者選定委員会設置要綱

平成24年10月10日制定

(目的)

第1条 防府市学校給食センター及び防府市小野学校給食共同調理場において実施している給食配送業務の委託業者を選定するため、防府市学校給食配送業務委託業者選定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 給食配送業務委託業者の選定に関すること。
- (2) その他、選定にあたって必要なこと。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 中学校給食配送校PTA代表 9人
- (2) 中学校校長会代表
- (3) 小野学校給食共同調理場所長
- (4) 国府中学校の栄養教諭または学校栄養職員 1人
- (5) 教育委員会教育長
- (6) 教育委員会教育部学校教育課長
- (7) 総務部行政管理課車両係長

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、教育委員会教育長をもって充て、会務を総括する。

- 2 副委員長は、あらかじめ委員長が指名した委員とし、委員長に事故あるときは職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、公開とする。ただし、委員会が会議を公開することにより当該会議の公正かつ円滑な審議等に支障が生ずると認めるときは、公開しないことができる。

(任期)

第6条 委員の任期は、第2条に規定する業者の選定の報告をもって終了する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、防府市教育委員会教育部学校教育課で行う。

附 則

この要綱は、平成24年10月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年5月22日から施行する。